

# 令和5年度 工事・測量・建設コンサルタント等事業者説明資料

## ○ 説明資料内容

落札後の手続き・令和5年度検査体制について	・・・ 2 ページ
契約等に係る書類の押印の見直しについて	・・・ 3 ～ 6 ページ
入札契約関係様式集について	・・・ 7 ページ
報告協議書等電子化について	・・・ 8 ページ
施工体制の適正化について	・・・ 9 ～ 11 ページ
元請業者の皆さまへ	・・・ 12 ページ
令和5年度指名格付及び運用等について	・・・ 13 ・ 14 ページ

## 【落札後の手続きについて（建設工事）】

※電子入札（工事）にて落札後、以下の書類を財政課入札契約係までご提出お願いいたします。提出後は、担当課にて契約等の打ち合わせをお願いいたします。（契約保証金等も担当課となります。）

1. 現場代理人通知書
2. 主任(監理)技術者通知書
3. 手持ち工事報告書
  - ①手持ち工事がある場合：  
現場代理人兼務が、  
ある・・・ 3件合計2,500万円までなら可能  
(落札案件含め)。  
ない・・・ 問題ありません。
  - ②手持ち工事が無い場合：「なし」と記入し提出
4. 雇用確認のための保険証等の写し
5. 資格免状の写し

※委託業務及び物品契約を除く

※最新の様式を市ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

## 令和5年度 検査体制について

### 建設工事に伴う検査

- ① 土木工事関係の検査
  - ・財政課 検査員（課長1名、契約検査係2名）
  - ・主管課（農林整備課、土木課、都市整備課、下水道課、水道局）  
検査員（主管課長5名、兼務者検査員4名）
- ② 建築工事関係の検査
  - ・財政課 検査員（課長1名、契約検査係2名：全庁建築物対応）

### 建設業法に伴う業務委託の検収、検査

- ① 工事を主管する課長及び兼務者又は、財政課職員

## 契約等に係る書類の押印の見直しについて

入札契約関係書類等の押印の見直しについては、令和4年4月1日以降、下記のとおりとします。

### 留意事項

- 押印を不要とした書類の一部については、本人確認・文書の真正性を担保するため押印に代えて担当者名(フルネーム)と連絡先を記入することとします。
- 契約書、紙入札に係る入札書及び委任状、入札参加資格申請にかかる委任状、使用印鑑届、誓約書、承諾書等については押印が必要となります。
- 新しい様式等は菊池市ホームページに掲載します。
- 押印を廃止した書類については電子メールでの提出を可とします。(LoGoフォーム)
- 押印を不要とした書類について、本人確認等のため、電話等で内容を確認する場合があります。
- 押印しないことを強制するものではありません。押印されていても従前どおり受け付けます。

### ■建設工事関連

#### 建設工事の入札に関する書類

No.	様式名	要否	担当者名と連絡先の要否	備考
1	入札書	必要	—	
2	見積書(参考見積り、見積り合わせ)	省略可	※必要	※省略した場合、必要
3	委任状	必要	—	
4	内訳書	廃止	不要	
5	入札辞退届	廃止	必要	

#### 電子入札に関する書類

No.	様式名	要否	担当者名と連絡先の要否	備考
1	紙入札参加承認願	廃止	必要	
2	電子入札利用届	必要	—	

#### 工事施工に関する書類

No.	様式名	要否	担当者名と連絡先の要否	備考
1	契約書(変更契約書、覚書)	必要	—	
2	契約保証金納付書	必要	—	
3	保有有価証券納付書	必要	—	
4	課税事業者届出書	廃止	不要	
5	免税事業者届出書	廃止	不要	
6	現場代理人通知書	廃止	必要	雇用が確認できる書類を添付
7	主任(監理)技術者通知書	廃止	必要	雇用及び資格が確認できる書類を添付
8	現場代理人変更通知書	廃止	必要	雇用が確認できる書類を添付
9	主任(監理)技術者変更通知書	廃止	必要	雇用及び資格が確認できる書類を添付
10	手持ち工事報告書	廃止	必要	
11	着工届	廃止	必要	
12	工程表	廃止	必要	
13	報告協議書	廃止	必要	
14	中間前払金認定申請書	廃止	必要	
15	工事完成通知書(しゅん工届)	廃止	必要	
16	工事目的物引き渡し申出書	廃止	必要	
17	契約保証金還付請求書	必要	—	
18	保有有価証券還付請求書	必要	—	
19	請求書(前払金、部分払、中間前払金)	省略可	※必要	※省略した場合、必要

#### その他入札契約に関する書類

No.	様式名	要否	担当者名と連絡先の要否	備考
	競争参加資格確認申請書(一般競争入札)	廃止	必要	
	競争参加資格申請書変更届	廃止	必要	委任状や使用印鑑届など、添付書類には押印が必要なものがあります
	指名プロポーザル方式による技術提案書類一式	—	—	要否を募集要項内に記載
	公募型プロポーザル方式による技術提案書類一式	—	—	要否を募集要項内に記載
	総合評価方式にかかる書類一式	—	—	要否を公告内に記載
	特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格確認申請書	必要	—	

# 【例】

## 見積書

令和〇年〇月〇日

菊池市長 江頭 実 様

住所 熊本県菊池市隈府 888 番地

氏名 有限会社 ○○○

代表取締役 菊池 武

連絡先 TEL 0968-25-○○○○

下記のとおり見積します。

金		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
額					¥	9	0	0	0	0	0

(税抜き)

件 名 令和●年度 菊池市△△△業務

見積内訳

品名等	数量	単位	単価	金額
○○○○○	○○	○	○○○○	900,000
小 計				900,000
消費税				90,000
合 計				990,000

いずれかに○印を↓

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者	菊池 花子	電話番号	0968-25-○○○○
担 当 者	菊池 太郎	電話番号	0968-25-○○○○

※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可です。

※書面の真正性(内容が正しいかどうか)を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

押印省略の場合  
には、必ず記載

# 【 例 】

## 入札辞退届

工事番号                    第                    号  
工 事 名  
工事場所                    菊池市                    地内

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年    月    日

住                    所

商号又は名称

代表者氏名

菊池市長 江頭 実 様

**様式によって担当者名及び連絡先の記入が必要になります。**

担当者氏名	
電話番号	

# 【例】

## 請求書

令和〇年〇月〇日

菊池市長 江頭 実 様

住所 熊本県菊池市隈府 888 番地

氏名 有限会社 ○○○

代表取締役 菊池 武

連絡先 TEL0968-25-○○○○

下記のとおり請求します。

振込先 菊池銀行 ◎◎支店

普通 0123456

名義 ヲ) ○○○

請求金額	¥990,000
------	----------

(消費税込み)

件 名 令和●年度 菊池市△△△業務

請求内訳

品名等	数量	単位	単価	金額
○○○○○	○○	○	○○○○	900,000
小 計				900,000
消費税				90,000
合 計				990,000

### 請求書の記載項目

- ① 請求年月日
- ② 宛名 (菊池市長 江頭 実)
- ③ 請求者の住所、氏名 (法人名及び代表者職氏名)
- ④ 振込先口座情報
- ⑤ 請求金額及び内訳
- ⑥ 連絡先
- ⑦ 押印省略の場合:書類の提出方法、書類発行責任者、担当者の氏名及び連絡先電話番号等の記載

いずれかに○印を↓

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者	菊池 花子	電話番号	0968-25-○○○○
担当者	菊池 太郎	電話番号	0968-25-○○○○

※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可能です。

※書面の真正性 (内容が正しいかどうか) を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

押印省略の場合  
には、必ず記載

# 入札・契約関係様式集について

菊池市ホームページの下記アドレスに掲載していますのでご活用ください。

<https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1335/2123.html>

[ホーム] ⇒ [入札情報] ⇒ [様式]



## 報告協議書等電子化について

希望する事業者は、LoGo フォームを利用し、報告協議書等の電子化をおこなうことができ、事業者の事務効率化を図ることができます。

### 電子報告ができないもの

入札書、見積書、委任状、契約書(変更契約書、覚書)、契約保証金納付書(還付請求書)、保有有価証券納付書(還付請求書)、請求書(前払金、部分払、中間前払金)

### 利用手順

希望される事業者は、最初に、担当職員に報告協議書等の電子化の利用をされることをご連絡してください。

その後、事業者用 URL を入力後、画面に従ってご入力をお願いします。

事業者報告用の URL はホームページの> [入札情報] > [様式]に掲載します。

☆事業者用 URL <https://logoform.jp/form/fJeH/15177>

- ① 担当課を選択してください(選択欄に対象課がない場合は一番下の「その他」を選択して課名を入力してください)。
- ② 工事(委託)名等 (工事(委託)番号、工事(委託)名、業者名、メールアドレス等)
- ③ 提出書類を選択してください。
- ④ 資料を添付してください。
- ⑤ 「確認画面へ進む」ボタンを右クリックしてください。
- ⑥ 入力内容確認画面へ切り替わりますので、確認後、最後に「送信」ボタンを右クリックしてください。



QRコード



## 施工体制の適正化について

### 菊池市内業者の積極的な利用について

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）をお願いします。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に勤めていただきますようお願いいたします。

市内への下請受注に対しましても同様にご協力いただきますようお願いいたします。

### 適正な評価に基づく下請の選定

請け負った工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合、その選定にあたっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項等を的確に評価し、優良な者を選定してください。

- (1) 施工能力
- (2) 経営管理能力
- (3) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- (4) 労働福祉の状況
- (5) 関係企業との取引状況

### 一括下請負の禁止等

一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、下請業者の労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等、さまざまな弊害を有します。このため、公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条において、一括下請負が全面的に禁止されています。

また、不必要な重層下請は、同様にさまざまな弊害を有するので、避けてください。

### 的確な施工体制の確立

建設業法等に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、下請契約を締結して施工するものは、建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び第 4 項、並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条の規定により、施工体制台帳を作成するとともに、作成した施工体制台帳を発注者に提出する等の義務を負うことになっています。

また、入契法等の改正により、施行体制台帳の作成・提出を義務付ける下請金額の下限が撤廃されているのでご注意ください。

併せて本市では、菊池市下請契約報告事務取扱要領の全部を改正し、下請工事発注を行う際は、市に対して下請契約締結の日から起算して 21 日以内に下請確認票等の提出が義

務付けられています。

(1) 対象建設工事等（工事の種類に関わらず）

市から直接請け負った建設工事のうち、下請契約を締結したものについては、次に掲げる書類の提出が必要です。

- ①施工体制台帳（様式第1号）、下請負人に関する事項（様式第2号）及び添付書類の写し
- ②施工体系図（様式第3号）

下請業者に発注した工事1件の契約金額が100万円以上となるものについては、上記①②の提出書類に加えて次に掲げる書類の提出も必要です。

- ③下請確認票（様式第4号）
- ④元請・下請関係内容表（様式第5号）

### 技術者等の適正な配置

- (1) 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることがないように、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置をしてください。特に、監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守してください。
- (2) 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません（落札決定通知書配布時に確認します）。
- (3) 現場代理人は、菊池市発注の工事で、3件の工事の請負額の合計が2,500万円未満である場合は兼任することが出来ます。

### 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文書（雇入通知書）を交付する等、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理など必要な事項について措置してください。

また、元請業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その建設工事のすべての下請業者が行わなければならない必要な事項について、指導、助言その他の援助を行ってください。

### 元請業者の指導責任

元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請業者の意見を聴き、元請業者・下請業者との緊密な連絡、協調の体制を整え、建設工事の円滑かつ

適正な施工の確保に努めてください。

また、元請業者は、当該工事について総合的管理監督機能を担うとともに、請負契約に基づき、工事の完成についてのすべての責任がありますので、当該工事に係るすべての下請業者に対し、関係法令を遵守するよう指導してください。

### **下請工事の検査及び目的物の引き渡し**

元請業者は、下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から 20 日以内で、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、その下請工事の目的物の引き渡しを受けなければなりません。その際、お互いに引渡書を取り交わす事をお願いします。

### **建設業退職金共済制度の推進**

建設業退職金共済制度は、建設労働者の労働福祉の向上を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的としており、本制度の目的の達成のためには、1 人でも多くの事業主が本制度に加入するとともに、被共済者である建設労働者に、共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入及び貼付されることが必要です。

受注業者においては、本制度の趣旨をより一段と理解され、特段の事情のある場合を除き、下請負業者等も含めて原則として本制度に加入するとともに、更なる普及促進を徹底していただきますようお願いいたします。

### **請負業者賠償責任保険の加入について**

菊池市公共工事請負契約約款第 28 条において、「工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。」と規定されているので、工事施工にあたっては、第三者に対する安全対策について十分留意し、併せて請負業者賠償責任保険に加入する等適切な対応を行ってください。

### **受注者に対する暴力団等による不当介入の排除について**

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- (1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

# 元請業者の皆さまへ

## ～ 菊池市内業者の積極的な利用について ～

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達(関係業者との取り引き)に努めていただきますようお願いします。また、常勤・臨時に限らず、菊池市内からの雇用の拡大にも御努力いただきますようお願いします。

本市においては、中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした菊池市中小企業振興基本条例を策定し、市内業者への受注機会の拡大並びに市内業者の育成に努めているところです。

皆さんご承知のとおり、建設業法第22条では、一括下請の禁止を定めてあります。元請負人が下請け工事を発注する際は、元請負人が実質的に下請工事に関与する必要があり、元請負人が自ら総合的に企画・調整及び指導する必要があります。下請工事の関与には、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督などが含まれており、市内業者への下請の発注は、本条例の趣旨に沿うものと考えています。

上記のことから、菊池市内への下請け発注についても積極的にご協力いただき、市民雇用の拡大と中小企業の振興、並びに市内下請業者の技術の向上等に配慮いただきますようお願いします。

### 問い合わせ先

菊池市役所 財政課 契約検査係

TEL 0968-25-2016(直通)

Fax 0968-25-5720

## 土木一式工事の格付と商号(五十音順)

令和5年度の土木一式工事の格付を次のとおり決定しました。

なお、この格付けは令和5年7月1日以降に通知(公告)する案件から適用します。

摘要	No	業者名
<b>Aランク</b> 2,500万円以上 (災害復旧工事) 500万円以上	1	(株)アスク工業 菊池支店
	2	(株)荒木建設
	3	(株)荒木重機
	4	(有)岩根工業
	5	(株)岩根商会
	6	(株)江上建設
	7	(株)エクセレント・工業
	8	(株)緒方建設
	9	(株)緒方建設工業
	10	(株)七城建設
	11	世紀建設(株)
	12	昌栄建設(株)
	13	太陽土木(株)
	14	(株)トーカイ
	15	(株)八方建設
	16	(株)三牧建設工業
	17	(株)安武建設工業
	18	(株)吉安建設

摘要	No	業者名
<b>Bランク</b> 1,000万円以上 2,500万円未満 (災害復旧工事) 200万円以上 500万円未満	1	(有)旭産業
	2	(有)岩根重機興業
	3	(株)緒方開発
	4	(有)緒方建材
	5	(株)カジワラ
	6	(有)菊水建設
	7	(株)キクナガ建設
	8	(株)後藤建設工業
	9	(株)後藤商会
	10	(株)斉藤工務店
	11	(株)佐藤建設
	12	三和建設(株)
	13	志築建設(有)
	14	(有)成信建設
	15	(株)竹崎建設
	16	(有)タシロ建設工業
	17	(株)角田産業
	18	(有)テクノ・アドバンス
	19	(有)中嶋組
	20	(有)久川工業
	21	(有)福田建設
	22	(株)前川建設
	23	(株)美麗建設工業

摘要	No	業者名
<b>Cランク</b> 1,000万円未満 (災害復旧工事) 200万円未満	1	(有)緒方工業
	2	(株)功建
	3	(株)小材建設
	4	三久建設
	5	(有)三幸技建
	6	(株)城北コーポレーション
	7	(株)正和建設
	8	(株)ツカモト
	9	中丸建設
	10	(有)西秀建
	11	(有)東重機建設
	12	(有)ミズカミ
	13	安武土木(株)
	14	(有)渡邊建設

## 建築一式工事の格付と商号(五十音順)

令和5年度の建築一式工事の格付けを決定しました。

なお、この格付は令和5年7月1日以降に通知(公告)する案件から適用します。

格付	発注金額	No	業者名
A	5,000万円以上	1	(株)アスク工業菊池支店
		2	(株)生田工務店
		3	(株)緒方建設
		4	三和建設(株)
		5	(株)八方建設
		6	(株)美麗建設工業
		7	(株)水上工務店
		8	(株)三牧建設工業
		9	(株)吉安建設

格付	発注金額	No	業者名
B	1,000万円以上 5,000万円未満	1	(有)岩根工業
		2	(株)江上建設
		6	(株)斉藤工務店
		4	(株)坂本工務店
		5	(株)山本建築

格付	格付	格付	格付
C	1,000万円以上 2,500万円未満	1	(有)相垣工務店
		2	豊住建設
		3	(有)松平板金ダクト工業

格付	発注金額	No	業者名
D	1,000万円未満	1	イワサキホーム(株)
		2	(株)川口瓦工業所
		3	(有)木野工務店
		4	(株)コウセイ
		5	邦栄工業(有)
		6	(同)マズナガ工務店